

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年7月29日(金) 午前9時30分から午前9時55分
会議場所	糸魚川市役所 201・202 会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席18名、欠席1名）】</p> <p>出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席2名）】</p> <p>出席委員：8番伊井一夫委員、14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席20名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、中村同係長、伊藤同主査、石曾根同主査、木嶋同主任主事（書記）
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	<p style="text-align: center;">議長</p> <hr/> <p style="text-align: center;">19番 委員</p> <hr/> <p style="text-align: center;">1番 委員</p>

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.2～No.4 3件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3005 1件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5017～No.5019 3件

議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.47～No.49 3件

議 第4号 農地法の規定による別段の面積（下限面積）の設定について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は16番川合次夫委員の1名です。 また、本日は推進委員の8番伊井一夫委員、14番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には19番樋口佐登子委員、1番齊藤健一郎委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主査	<p>報告いたします。1頁をご覧ください。 2番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆206㎡について、住宅敷地になっております。 3番西海地区の件ですが、御前山地内の1筆285㎡について、山林になっております。</p>

議長	<p>4番今井地区の件ですが、山本地内の3筆205㎡について、資材置場敷地になっております。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>日程第3＝付議事項</p>	
議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>3005番大野地区の件ですが、大野地内の1筆716㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道中央大道路線近くの場所です。譲渡人は県外に住んでおり、維持管理が困難であるため、近隣で耕作している譲受人に譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大野地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>

議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	<p>[地区委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。議案の3頁をご覧ください。</p> <p>5017 番大和川地区の件ですが、大和川地内の19筆3,746㎡について、駐車場敷地ための、永年の賃借権設定となります。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道大原5号線沿いの場所です。譲受人は、工場増設に伴い申請地を借受け駐車場として利用したいものです。農地の区分は、カ-(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5018 番糸魚川地区の件ですが、一の宮2丁目地内の1筆242㎡について、住宅敷地ための、売買による所有権移転となります。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道堀田線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5019 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆302㎡について、住宅敷地ための、売買による所有権移転となります。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道須沢東部環状線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木嶋主任主事	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。 説明いたします。5頁をご覧ください。 47番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆369㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 48番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内の2筆2,556㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 49番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆4,537㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 石曾根主査	<p><議第4号 農地法の規定による別段の面積（下限面積）の設定について> 議第4号 農地法の規定による別段の面積（下限面積）の設定について説明を求めます。 説明いたします。6頁、7頁をご覧ください。 7頁別表のとおり、農地法により各地区ごとに下限面積を設定していますが、遊休農地の解消と新規就農の促進のため、空き家に付随する遊休農地の下限面積については1㎡まで引き下げることが可能で</p>

	<p>す。この度、能生谷地区において、空き家及び付随する遊休農地をセットで売りたいと所有者より相談があり、別表2「大平寺字岡畑1308番1」を下限面積1㎡区域に設定したいものです。地図のNo.5をご覧ください。申請地は市道鶉石大平寺線線沿いにございます。空き家から道を挟んで向かいの場所にあり、以前住んでおられた方が5年程前まで畑として耕作されていました。現在は耕作されておらず、遊休農地となっています。なお、賃借権や利用権設定はされておらず、中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金の対象にはなっておりません。7月19日に能生谷地区担当の齋藤登委員と現地確認を実施しました。齋藤委員から現地の状況など報告をお願いします。</p>
齋藤委員	<p>現地は、セイタカアワダチソウなど雑草が一面に生えているが雑木などはなく、雑草を取り除けば再生可能な状態でした。</p>
石曾根主査	<p>ありがとうございました。以上のことから別表2の農地は、1㎡区域に設定して問題ないと思われます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p>
	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8/31(水) 午前9:30～ 市民会館3階会議室 <p>イ その他</p> <p>他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>